

対象作業

メーカー工事作業（設備設置）
 保全作業
 調整作業
 清掃作業、段取り作業

作業の優先順位

調整・保守点検作業は、次に定める優先順位で行うこと。

STEP 1 ガードの取外し、保護装置の解除及び柵内（安全防護領域）に進入しないで済むようにすること。

STEP 2 ガードの取外し若しくは保護装置の解除又は安全防護領域への進入を行う必要があるときは、**機械を停止（電源off）させた状態**で行えるようにすること。

STEP 3 機械を停止させた状態で行うことができないときは、ISO12100箇条6.2.11.9に定める措置を講じること。

「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）の別表

